

「特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案」に対する意見とそれに対する総務省の考え方

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>改正告示案に賛成します。</p> <p>証明規則第2条第1項第21号及び第22号から第23号の3までに掲げる無線設備の試験方法については、より明確化されており、試験を円滑に行える事が期待できます。</p> <p>また、証明規則第2条第1項第21号の3に掲げる無線設備の試験方法についても、適切な内容と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ウィルコム】</p>	<p>本告示案に賛同する御意見として承ります。</p>